

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一三一一（不利益処分についての審査請求）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月三十一日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一三一一―五

人事院規則一三一一（不利益処分についての審査請求）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一三一一（不利益処分についての審査請求）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(審査請求書)</p> <p>第四条 審査請求書には次に掲げる事項を記載し</p>	<p>(審査請求書)</p> <p>第四条 審査請求書には次に掲げる事項を記載し</p>

なければならぬ。

一〇九 (略)

2 請求者が代理人によつて審査請求を行うときは、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求を行う代理人の氏名、住所及び官職又は職業を記載しなければならない。

(証人の宣誓)

第五十四条 (略)

2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名して行うものとする。

3 (略)

(調書)

、請求者が記名押印しなければならない。

一〇九 (略)

2 請求者が代理人によつて審査請求を行うときは、審査請求書に前項各号に掲げる事項のほか審査請求を行う代理人の氏名、住所及び官職又は職業を記載し、請求者の記名押印に代えて当該代理人が記名押印しなければならない。

(証人の宣誓)

第五十四条 (略)

2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行うものとする。

3 (略)

(調書)

第六十八条 (略)

2 公平委員会は、口頭審理記録書、争点整理等  
手続記録書及び審尋記録書をそれぞれ審理を行  
った日ごとに作成するものとする。

3 口頭審理記録書には、次に掲げる事項を記載  
するものとする。

一～五 (略)

六 審理を行った公平委員長、公平委員及び調  
査員の氏名

七 (略)

4 (略)

第六十八条 (略)

2 公平委員会は、口頭審理記録書、争点整理等  
手続記録書及び審尋記録書をそれぞれ審理を行  
った日ごとに作成するものとし、当該記録書に  
は当該審理を行った公平委員長、公平委員又は  
調査員が記名押印するものとする。

3 口頭審理記録書には、次に掲げる事項を記載  
するものとする。

一～五 (略)

(新設)

六 (略)

4 (略)

(判定)

第七十条 (略)

2 判定書には、次に掲げる事項を記載しなればならない。

一 三 (略)

四 判定に加わつた人事官の氏名

(再審の請求の方法)

第七十六条 再審の請求は、次に掲げる事項を記載した再審請求書正副二通を、請求の理由を証明するに足りる資料とともに、人事院に提出してしなればならない。

(判定)

第七十条 (略)

2 判定書には、次に掲げる事項を記載し、判定に加わつた人事官がこれに記名押印しなればならない。

一 三 (略)

(新設)

(再審の請求の方法)

第七十六条 再審の請求は、次に掲げる事項を記載し、再審を請求する当事者（以下「再審請求者」という。）が記名押印した再審請求書正副二通を、請求の理由を証明するに足りる資料とともに、人事院に提出してしなればならない。

<p>一 再審を請求する当事者の氏名、住所及び官職又は職業</p> <p>二〇六 (略)</p>	<p>い。</p> <p>一 再審請求者の氏名、住所及び官職又は職業</p> <p>二〇六 (略)</p>
--	---

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。